

## V 設計等の業務に関する報告書の提出について（建築士法第23条の6）

### 1 概要

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書の提出が義務付けられています。

毎事業年度が終了後、3か月以内に当会へ提出してください。

提出された報告書は、直近の5ヶ年分について、一般の閲覧に供されます。

(1) 提出義務者 建築士事務所の開設者

(2) 提出時期 每事業年度終了後、3か月以内に提出

法人は決算期から3か月後、個人は3月31日が提出期限。  
毎年度、提出する必要があります。

なお、業務の実績が無くても、提出する必要があります！



### 2 提出について

・正本1部を、窓口持参または郵送により提出してください。

「設計等の業務に関する報告書」（第一面から第五面）

（様式及び記載例は、当会ホームページよりダウンロードできます）

■報告書 窓口持参または郵送（簡易書留・宅配便等）

提出先 〒320-0032 宇都宮市昭和2-5-26 （一社）栃木県建築士事務所協会

#### 【ご注意】

- ・郵送による提出の場合、送料はお客様にてご負担ください。
- ・普通郵便等で送付された場合、紛失事故等につきましては、当会では責任を負いかねますのでご了承ください。

※控え（副本）に受付印押印を希望される方へ

窓口持参の場合は、正本と合わせてお出しください。その場で押印してお返します。

郵送による提出の場合は、副本と、副本返却用の返信用封筒（切手貼付け）を同封してください。

### 3 【参考】報告書の閲覧制度について

#### ○報告書を提出した後、その報告書はどうなりますか？

報告書は、一般的の閲覧に供されることとなります。

この報告制度は、建築士事務所の情報を得たいという消費者ニーズに応えた制度です。「建築主にとって建築士事務所を選択するための十分な情報開示がなされていない」との反省から、平成18年度の建築士法改正で創設されたものです。

つまり、各建築士事務所にどのような実績があるか書かれた報告書を、県が建築主や消費者（クライアント）に情報開示することで、消費者の建築士事務所選びに役立てようというものです。